HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西ドイツにおける經濟統制法(一)
Author(s)	金澤, 良雄
Citation	北海道大學 法學會論集, 6, 1-39
Issue Date	1956-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27742
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P1-39.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

西ドイツにおける經濟統制法 (一)

金澤良雄

はしがき
第一節 ドイツにおける Wirtschaftslenkung 及び Wirtschaftslenkungsrecht の概念
第二節 経済統制法の推移（以上本号）
第三節 経済統制の法的措置
第四節 経済統制法の合憲性

474331
99.11.24 受入
218U2

わが国では、従来、「経済法」ということのほかにこれと関連して、「経済統制法」あるいは、これに類似する用語が用いられ、統制的機能をもつ一群の法律が研究の対象とされている。ところで、「経済法」の祖国ともいうべきドイツにおいても、近時、Wirtschaftslenkung に関する法が論じられている。しかも、それは、わが国の「経済統制法」といわれているものと共通したものを多分にもつている。そこで、本稿では、ドイツにおける Wirtschaftslenkung

に関する法を一応「経済統制法」として、これについてのべてみようと思う。

ドイツにおいて、今日、Wirtschaftslenkung が、法律学上問題とされているのは、主として、それが、「法治国」あるいは「憲法」との関係において、どのようにみとめられるべきかという点であるように思われる。このことは、とくに、西ドイツが戦後、全体主義的体制の崩壊により自由主義的民主主義的体制へと移つたという歴史的背景によるものとみることができる。したがつて、そこでは、かつての「経済法」の概念規定に関する多彩な議論というようなものはあまりみられず、したがつてまた、わが国での「経済法」と「経済統制法」との関係についての議論のようなものも、あまりみられないようである。それは、ともかくとして、今日のドイツにおいても、Wirtschaftslenkung に関する法が、「経済法」の重要な一環として考えられていることには、かわりはないであろう。本稿では、この両者の関係についての議論を進めるのではなくて、今日のドイツにおいて、Wirtschaftslenkung が法律上問題とされている上述の点に着目しつつ、つぎの順序によつて、のべることとする。

まず、第一に、ドイツにおける Wirtschaftslenkung なり Wirtschaftslenkungsrecht なるものが、どのように考えられているか、また、それが、わが国の「経済統制法」とどのような関係にあるかをあきらかにし（第一節）、第二に、西ドイツにおける、経済統制立法（Wirtschaftslenkungsgesetz）が戦後どのように進展し推移してきたかの実態を概観し（第二節）、第三に、西ドイツにおける経済統制（Wirtschaftslenkung）の法的措置としては、どのようなものが考えられているかをみ（第三節）、最後に、第四に、西ドイツにおける経済統制法の合憲性に関してのべてみようと思う（第四節）。

第一節　ドイツにおける Wirtschaftslenkung 及び Wirtschaftslenkungsrecht の概念

第一　Wirtschaftslenkung の概念

ドイツにおいて、Wirtschaftslenkung の用語がもちいられたのは、かならずしも最近のことではなく、すでに、第二次大戦前からのことである。[1] しかし、この用語は、一般的にみて、比較的あたらしいものであり、[2] したがつて、その概念もまた、かならずしも確定していないようである。しかし、諸々の見解を通じて、そこに、ある程度の、ほぼ共通した概念をみいだすことができる。

Wirtschaftslenkung という用語を、その表現のままに理解すれば、パレルステットがいつているように、不明確なものであり、完全に国家から自由な経済においてさえ、何を労作し、生産し、節約し、消費するかの決定は、何らかの Lenkung に従うことといえるであろう。[3] しかし、今日、ドイツにおいて、Wirtschaftslenkung ということが問題とされる場合は、それは、通常は、「国家が、経済的自由主義時代に存した観念をこえて、一定の統制作用をもつた措置を行うこと」を意味する。[4]

また、経済に対する単なる干渉と統制とが異るということについては、すでにプライサーが、終戦前に

「経済統制の措置は、一つのそれ自体一定の方法によつて進行する過程 (Prozess) に干渉するだけでなくて、それは、むしろ、当初から、経済的進行の出発点と方向を決定するものである。」

といつている。[5]

しかし、このような簡単な、一般的抽象的な概念規定は、もう少し詳細に検討されねばならない。つぎには、さらに、若干の見解をあげてみよう。

まず、法律学者として、**Wirtschaftslenkung** について、かなり詳細な分析検討を試みているのは、フーバーである。彼は、その著「経済行政法」（二巻）（一九五四年）において、

「行政的経済統制 (administrative Wirtschaftslenkung) とは、公的行政が、私的経済活動及び私的経済所有権を原則的に認めた上で、法律上の権限に基き、非高権的又は高権的行為 (nicht-hoheitliche order hoheitliche Akte) により、需要充足の目的で、計画的にまた決定的に (planend und bestimmend)、経済的財貨の生産及び販売、さらに消費に対して、直接・間接に干渉する措置の体系 (System) である。」

とする。[6] そして、彼は、さらに、これを敷衍して、「経済統制と経済行政」「非高権的及び高権的経済統制」「経済統制と私的経済」「経済統制の範囲と強度」について詳細に述べている。が、とくに、注目される点はつぎのとおりである。第一は、「経済統制」と「経済干渉」(Wirtschaftseinwirkung oder Wirtschaftsintervention) との区別であり、経済統制は、経済干渉の一種であるが、これと同一視すべきではない。単なる国家の経済干渉は、何時の時代においても、高度の自由主義時代においてさえもありえたのであるが、それには、統一的な目的設定 (Zielsetzung) がかけており、また体系をもつていなかつたとする点である。[7] 第二は、経済統制は、「経済活動及び経済所有権は私的企業の手に保たれること」を前提にするということであり、もし、経済統制が、私的企業がただ公的行政の命令に拘束された機能をはたすにすぎないような組織にまで強められるならば、それは、「命令経済」(Kommandowirtschaft) であつて「統制された経済」(gelenkte Wirtschaft) ではないとしている点である。[8] なお、このことから、彼は、経済統制は

市場経済を無視するものではなく、むしろこれに適合する経済統制 (marktkonforme Wirtschaftslenkung) をみとめている。[9] 第一点は、経済統制の概念につき、その上弦を画するものであり、第二点は、その下弦を画するものとでもえよう。

つぎに、ハマンの概念規定は、やや簡単ではあるが、根本的な点においては、フーバーとほぼ同意見のように解せられる。彼は、その著「法治国と経済統制」(Rechtsstaat und Wirtschaftslenkung) (一九五三年) において、

「経済統制は、経済生活の形式に対する、直接的国家的干渉措置である。この干渉措置は一定の目的方向及び目標のもとにあり、即ち、経済統制によって、国家は、経済政策的観念及び意図の実現を企てる。この意味で、経済統制は、国家的経済政策の一つの手段である。」

とし、[10] さらに、「統制」(Lenkung) と「取締」(Aufsicht) との区別につき述べ、国家が単に「取締」を行っている限りでは、統制している (lenken) とはいえない、「統制」は、常に、一定の目標に向けられるのであり、「経済統制」とは、国家の活動が個体の経済活動を、一定の方向に統制する (lenken) 場合にはじめていいえられるとし、また、

(一) 完全に社会化された経済では、真の意味の「統制」はありえないのであり、「統制経済」(Lenkungswirtschaft) と「命令経済」(Kommandowirtschaft) とは概念的に厳格に区別されるとする。[11] ハマンは、端的に、lenken の言葉の意味から、経済統制の概念規定を試みており、フーバーのように、経済統制が、前提として、「私的経済活動及び私的経済所有権」を原則的に認めるものであることには、ここでは、直接には、ふれていない。

しかし、彼の他の著述のなかでは、「経済統制は、ただ市場適合 (marktkonform) の方法によってのみみとめられ、かつ、可能であるという原則」を是認しているのであり、[12] フーバーと同様の立場をとっていることをうかがえるので

ある。さらに、ハヤンが、「統制」と「取締」とを対比している点及び、「統制経済」と「命令経済」とを区別している点も、用語上の多少の差異はあるとしても、フーバーの場合と同様に解せらるであろう。

また、バレルステットは、

「経済統制の決定的基準は、経済の自己操作の原則から離れるということ、国家によって、経済の動きに、単に改修的(korrigierend)ではなくて、補充的(subsidiär)な影響を与えるということにある。」[13]

とし、また、彼は、「経済統制」をオイケンのいった「中央管理経済」[14](Zentralverwaltungswirtschaft)、あるいは、「全体的強制経済」(totale Zwangswirtschaft)と区別することが必要だとして、

「経済統制においては、これに反し、市場の機能、企業者の責任と創意、消費選択の自由、労働場所の選択の自由は、完全には排除されないのであって、ただ、制限され修正され、それによって、しかしながら、統制的措置の体系に入れられるのである。」[15]

とする。

以上の諸見解を通じて、ドイツにおいて、Wirtschaftslenkungが、今日どのようなものとして理解されているかということが、ほぼ、あきらかになったと思う。それは、つぎのとおりである。

(1) Wirtschaftslenkungは、まず、経済を、一定の目的及び目標をもって、一定の方向に規整する国家的干渉であるといえる。このことは、lenkenという表現に、忠実に従った見方にほかならない。そして、この基本的な線から、つぎの諸点が引き出される。

(2) Wirtschaftslenkungは、国家の経済に対する干渉(Einwirkung, Intervention)の一種ではあるが、すべての干

渉が Lenkung ではない。それは (1) にのべたような意味での干渉である。したがって、また、単なる経済に対する「取締」(Aufsicht) とは異る。

(3) Wirtschaftslenkung は、私的経済活動及び私的所有権を原則的には認めた上で行われる。しかも、それは、市場経済 (Marktwirtschaft) を認め、これに適合するような (marktkonform) 方法で行われる干渉である。

(4) Wirtschaftslenkung は、したがって、「市場経済」を否定するような経済組織、すなわち、「命令経済」Kommando-wirtschaft)、「中央管理経済」(Zentralverwaltungswirtschaft)、あるいは「全体強制経済」(totale Zwangswirtschaft) とは異るものであり、また、「完全な社会化経済」(vollsozialisierte Wirtschaft) においては、Wirtschaftslenkung ということは考えられえない。

(1) J. W. Hedemann, Deutsches Wirtschaftsrecht, ein Grundriss, 1939. SS. 37 ff. は „Anteilnahme der Partei an der Wirtschaftslenkung und Wirtschaftsgestaltung" につき、ナチスの経済に対する政治的な指導についてのべている。その他、終戦前の Wirtechaftslenkung に関するものとしては、Hedemann, a.a.O.S. 43; Haeberlein, Das Verhältnis von Staat und Wirtschaft, 1938, Bd. I, S. 72; P. Gieseke, Die Einwirkungen der Planwirtschaft auf die Institute des Privatrechts, Referat auf dem II. Internationalen Kongress für Rechtsvergleichung im Haag 1937, Sonderheft des 11 Jgs. der Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, S. 348; A. Pietsch, Die Verwaltungs-Akademie, Heft 45, S. 42; F. Haussmann, Rechtsstaat und Wirtschaftslenkung, 1938; E. Preiser, Wesen und Methoden der Wirtschaftslenkung, Finanz Arch. Bd. 8 (1941), SS. 225 ff. etc.

(2) A. Hamann, Rechtsstaat und Wirtschaftslenkung, 1953, S. 14.

(3) K. Ballerstedt, Rechtsstaat und Wirtschaftslenkung, Arch. des öffentlichen Rechts Bd. 74 (1948), S. 137.

(4) Ibid. S. 137.

(5) Preiser, a.a.O.S. 229.

(6) E. R. Huber Wirtschaftsverwaltungsrecht, Bd. II, 1954, S. 197.
(7) Ibid. S. 198.
(8) Ibid. SS. 201 ff.
(9) Ibid. SS. 203 ff.
(10) Hamann a.a.O.S. 13.
(11) Ibid. SS. 13 ff.
(12) Hamann Zweifelsfragen zum Investitionshilfegesetz, NJW. 1952, SS. 641 ff.
(13) Ballerstedt a.a.O.S. 137.
(14) W. Eucken Zentralverwaltungswirtschaft, Economica, May & August 1948. これについては、大蔵省調査局「中央統制経済の理論について」大蔵省調査月報三八巻一号の訳がある。
(15) Ballerstedt a.a.O.S. 138.

第二　Wirtschaftslenkungsrecht の概念

ドイツにおいては、経済法（Wirtschaftsrecht）という表現が、すでに、第一次大戦後から、一般に用いられたことは、周知のとおりである。しかし、Wirtschaftslenkungsrecht あるいは、Lenkungsrecht などの表現が用いられたのは、私の知りえたかぎりでは、第二次大戦後である。[1] そして、Wirtschaftslenkungsrecht については、いまだ、明確な概念規定は、直接には、与えられていないようではあるが、それは、上述のような Wirtschaftslenkung の機能をはたすための法の総体として理解されているように思われる。[2] したがつて、また、実際上は、Wirtschaftslenkungsrecht ということのほかに、Wirtschaftslenkungsgesetz とか、Lenkungsgesetz あるいは、Wirtschaftslenkende Gesetze などが用いられる場合が多いようであり、[3] Wirtschaftslenkung の機能をはたすための実定法が、問題とされている。

Wirtschaftslenkungsrecht が，今日でも，Wirtschaftsrecht の重要な一環をなすことにはちがいないとしても，この両者の関係がどのようなものであるかとか，Wirtschaftsrecht について，かつて行われたような本質論的な学説や議論が Wirtschaftslenkungsrecht について行われているということは，私の知りえたかぎりでは，ほとんどみられないようである。そして，実際上の問題は，むしろ，Wirtschaftslenkung ということが，終戦後のあらたな社会経済組織，政治体制のもとに，どのような形でみとめられるべきか，ということに向けられ，このような設問のもとに，Wirtschaftslenkungsgesetz の「法治国」における，また，「新憲法」の下での，妥当性が問題とされるのである(2)（この点については，後出第四節でのべることとする）。

(1) „Wirtschaftslenkungsrecht" という用語は，Huber, a.a.O. Bd. II, S. 199, . „Lenkungsrecht" という用語は，Hamann, Rechssttaat und Wirtschaftslenkung, SS. 20, 21, 150 etc. また，„Recht der Wirtschaftslenkung" という用語は，Hamann, a.a.O. S. 20 などに用いられている。

(2) 註 (1) の文献を参照。

(3) Huber, a.a.O. SS. 213, 214; Hamann, a.a.O. S. 21; derselbe, Zweifelsfragen zum Investitionshilfegestz, NJW. 1952, S. 642; Ballerstedt, a.a.O. SS. 148, 154; H. Fischerhof, Das Investitionshilfegesetz als Lenkungsgesetz, NJW. 1952, SS. 919 ff. etc.

(4) この点に関する文献としては，Huber, a.a.O. Bd. II SS. 214 ff.; Hamann, a.a.O.; Ballerstedt, a.a.O.; derseble, Staatsverfassung und Wirtschaftsfreiheit, Die öffentliche Verwaltung, 1951, S. 950; Fischerhof, a.a.O.; Böhm, Wirtschaftsordnung und Staatsverfassung, Recht und Staat Heft Nr. 153/154; Haussleiter, Die Wirtschaftspolitik in den Maschen des Bonner Grundgesetz, Die öffentliche Verwaltung, 1951, S. 157; Maunz, Deutsches Staatsrecht, 1951, SS. 105 ff.; Krüger, Grundgesetz und Kartellgesetzgebung, 1950; Molitor, Vollbeschäftigung und Wirtschaftssystem, Betriebsberater, 1951, S. 313, etc.

第三　わが国における「経済統制法」との対比

ドイツにおいて、Wirtschaftslenkungsrecht などといわれる場合、それは、わが国において用いられている「経済統制法」とは、どのような関係におかれるであろうか。

わが国においては、かなり以前から、「経済統制法」ということがいわれてきた。わが国につき「経済法」がとりあげられるようになったのにともない、とくに、「重要産業統制法」（昭和六年）や商業組合法（昭和七年）などが、実定法上「統制」なる用語を用いる至ったのを契機として、その後「統制経済法」あるいは「経済統制法」ということがいわれるようになった。(1)

わが国での「経済法」は、いうまでもなく、ドイツの Wirtschaftsrecht を受け入れたものであるが、そもそもドイツにおける Wirtschaftsrecht なるものについての学説が多岐多様であったことに由来して、これを、一つの法分野として認めることに疑問をもつものは、経済法という漠然とした用語をさけて、統制的機能をはたす当時の一群の法律を、「経済統制法」あるいは「統制経済法」の名のもとに研究の対象としたものといえよう。(2) また、他方では、「経済法」を一つの法分野として認めるもの、とくに社会的共同経済の存在を重視するものは、「経済統制法」とか「統制経済法」とかの用語よりも、主として、「経済法」の用語を用いるものが多い。(3)

ところで、わが国において「経済統制法」といわれる場合に、それは、どのようなものとして考えられているか。つぎに、そのあらましをみよう。

菊池教授は、「経済統制法」（昭和十五年）において、「経済統制法とは、国民経済に対する統制的諸立法の総称である。」とされ、(4) また、「経済法なる概念をいかに考えるかは別として、経済統制法が経済法の概念に統制法として限定

を加えていることは文学通り明かである。」とされる。(5) ところで、ここで問題となるのは、「統制」ということが、いかに理解されるかということである。この点については、田中二郎教授が、行政作用の一つとして、すでに早くから説いていておられる。

田中教授は、初期の講義案において、行政作用の一つとしての「統制」をとりあげ、「統制の語は必ずしも明確な法律的観念として用いられて居るのではない。それは寧ろ自由放任の政策に対して、自治的又は国家権力的な手段によつて国民の経済生活に調整を加えんとする立法の意図の表現に過ぎない。」とされつつも、「その法律的性質並に効果に於て、他の行政作用に対し、特色的なものたらしめる傾向をもつ。」とし、「法律的観念としての統制」につき「統制の観念は、法律上には、これを積極的に国民の経済・社会・文化生活の健全性を維持し、その発展を図ることを直接の目的とし、国家の権力により、私人の自由活動特に私経済的生活関係に関与する行政作用を包括する意味に用いることが出来る。」とされるのである。そして、とくに「積極的に経済(社会文化)生活の健全な発達を目的とする」点において、「消極的に社会の治安の維持を目的とする警察の作用」と区別されるのである。(7)

さらに、同教授は、各種の経済統制立法は「国民経済のその分野を一定の方向に規整しようとする国家の行政政策的意欲の立法的表現である。」(8) また、「経済統制は、実定法全体を貫く根本の趣旨において、経済秩序を一定の方向に規整し、その調和的発展を図ろうという国家の積極的政策的意欲の実現」(傍点は筆者)であるといわれている。(9)

「統制」についてのこのような考え方は、他の諸説においても——多少のニュアンスはあるにしても——とられているのである。例えば、石井教授は、統制法につき、「統制経済のもとにおいては、国家は特定の目的完遂のため、経済を統一的・計画的に指導し、また、その指導と関連し、経済を監督若しは助成するものであり、企業についても

各個企業の具体的性格に着目し、これを全経済体制の一環として地位ずけるための法規整（この全体を統制法という）をなすものである。」（傍点は筆者）とされている。[10] また、鈴木教授は、経済統制法を商法との対比において考察されつつ、「商法は個々の経済の主体間の利益の調整を企図する」のに対し、「経済統制法は国民経済全体の立場から経済の調整を企図するもの」（傍点は筆者）とされ、[12] また、商法は「個々の経済の主体の利益を基礎としてそれ等主体間の利益を企図する面」を、経済法は「国民経済全体を基礎として、個々の経済の主体の利益を超ゆる全体的立場から調整を企図する面」を問題とするとされ、[13] 経済統制法規制の基準をあきらかにし、その商法に対する立場を明確ならしめようとしておられる。そして、このような見解もまた、結局、統制の本質を、一定の目的設定（それは国民経済全体の立場から規定されることとなるであろう）による経済の調整と考えることになるであろうから、上記の諸説と矛盾するものではないといえよう。

また、とくに「経済統制法」なる用語を用いず「経済法」をみとめる立場に立たれる高田教授も、「統制」に関しては、「国民経済に対する国家の統制は、国家の組織意思が特定の計画の下に、各経済主体を指導し、企業や個人の経済活動を、直接間接に一定の方向に向わせることによって、一定の経済組織を構成しようとするもので、それは強制経済であり、拘束経済というべきである。」（傍点は筆者）とされる。[11]

さらに、わが国においては、「経済統制法」は、一方において、「自由経済」に、他方では、「計画経済」に対立するものとして考えられている場合も多い。[14] ただ、我妻教授は、「経済再建と統制立法」において、「元来『経済統制法』という概念は、一面において『自由放任経済』に対立し、他面において『計画経済』に対立するものとされる。概念の規制としては正当であろう。然し、本書では自由放任経済に対し国家的規整を目的とする立法を悉く経済統制

立法と呼び、必ずしもその計画経済に至らざるものに限るとする程の厳格さを考えない。」とされる(15)。

以上のように、わが国における「統制」乃至は「経済統制法」に関する諸見解をみると、それが、ドイツにおける **Lenkung** 及び **Wirtschaftslenkungsrecht** の理解の仕方と、大体においては、著しく似ていることを知るのであるが、なお、若干の点では相異が感ぜられないではない。

第一に、わが国において、「統制」を国民経済を「一定の方向に規整する」ものとの見解（田中教授）や、「特定の目的完遂のため、経済を統一的・計画的に指導し、また、その指導と関連して、経済を監督若しくは助成するもの」とする見解（石井教授）は、まさしく、ドイツにおける **Lenkung** の概念に一致するものとみることができるであろう。ここでは、いずれも、一定の目的設定ということと、この目的に向つての規整ということが、わが国の「統制」なり「経済統制法」と、ドイツの **Lenkung** なり **Wirtschaftslenkungsrecht** なりとの基本的な共通点ということができるであろう（この意味において、本稿では、ドイツの **Wirtschaftslenkungsrecht** に、「経済統制法」という訳語を用いることにしたのである）。

第二に、わが国において、「統制」を行政作用の一種として、その本質を上述（第一）のように定め、これを他の行政作用（とくに警察）と区別する見解（田中教授）は、ドイツにおいて、**Wirtschaftslenkung** が、国家の経済に対する干渉の一種ではあるが、そのすべてではないとする見方に、対応するものといえよう。

第三に、しかしながら、「統制」と「市場経済」との関係ということになると、わが国の「統制」なり「経済統制法」なりの見方と、ドイツの **Lenkung** なり **Wirtschaftslenkungsrecht** なりの見方とには、かならずしも一致したものがあるとはいえない。わが国においても、経済統制法は、民法乃至商法によつて規整される私的所有権や私的経済

活動（市場経済）を前提として、その上に加えられる国家の経済政策的な統制法であるとする見解が支配的のようである（上述の多くの見解は、この立場に立つものといえよう）。このかぎりでは、ドイツの Wirtschaftslenkung が、私的経済活動や私的所有権を原則的にはみとめた上で行われるものと考えられている点に合致するといえる。しかし、私的経済活動を前提とするという場合に、統制の作用が、根本的に（個々の現象としての禁止や制限ということではなくて）、市場経済と対立するものとして理解されるか、市場経済を肯定し、これに適合するような方向に向うものとして理解されるか、という点になると、わが国とドイツの場合では、若干のひらきがみられるようであり、否、むしろ、わが国の従来の見解では、前者にあたる場合が多く、これに反して、今日のドイツ（西ドイツ）では、後者すなわち、Wirtschaftslenkung は、市場経済に適合するような形で（marktkonform）行われるとみるのが通説となつているようである。この相異は、どこからくるのであろうか。それは、わが国では、すでにはやくから――戦前から戦時にかけて――「経済統制法」がとりあげられ、したがつて、このような時期においては、統制は、自由経済に対するものとして観念され、むしろ、これと相容れないものとして理解されたのに反し、ドイツでは、Wirtschaftslenkung とか、Wirtschaftslenkungsgesetz とかが、終戦後、従来の全体主義的体制の崩壊の後に再生してきた自由主義的思想をとり入れたあらたな体制――その一応の結晶はボン基本法である――のもとに、議論の対象となつたからであろうと思われる。しかし、わが国についても、終戦後（とくに占領管理中）の経済統制法をみると、その基本的原理において、戦前戦時のそれのように自由経済に対するものではなくて、むしろ、根本的には、自由経済を維持し促進するためのもの、市場経済に適合すると考えられるべきものが生じてきたといえる。この点については、私は、終戦後、新憲法下における「経済統制法の基本的原理」において論じたところであり[16]、このような見方においては、今日のドイ

ツの Wirtschaftslenkungsrecht の考え方は、まさに、わが国の第二次大戦後の経済統制法についてもいえることとなるであろう。

第四に、経済統制と「計画経済」さらに「社会化経済」との関係については、どうであろうか。

「計画経済」という用語もまた、きわめて漠然としている。それが、部分的な計画経済を指すとすれば、わが国の「経済統制」においても、ドイツの Wirtschaftslenkung においても、これと矛盾対立しないのみならず、むしろ、計画性のない統制とか、Lenkung は考えられないとさえいえるであろう。上述のドイツにおける見解や、わが国における見解でも、このことを否定するものではないといえる。しかし、これを全般的な計画経済体制と理解するならば、それは、「命令経済」や「中央管理経済」に通ずることとなり、このような経済体制は、ドイツでは、Wirtschaftslenkung とは、異質的なものと考えられている。(17) そこには、もはや、市場経済適合性は見出されないからである。しかし、わが国の「経済統制法」については、どうであろうか。わが国においても、「経済統制法」は、上述のように、一面において「自由経済」に対立するとともに、他面において「計画経済」に対立するものであるとする見解が、通例のようである。この場合の「計画経済」とは、社会主義的な計画経済が考えられている。ところで、わが国においても、経済統制立法が、かならずしも、計画経済に至るものを排除するものとはみないで、これをも含めて広く解しようとする立場がある（我妻教授）。この見解は、実定経済統制立法が、はたして、どのような方向をたどるかは予測しえないということを前提とするかぎり、実定経済統制立法の研究を行う以上、妥当な見解といえるであろう。ただ、このような立場に立つ場合には、今日のドイツの Wirtschaftslenkung の域外にもふみ出すこととなるであろう。

最後に、「社会化経済」との関係ではどうか。この点についても、「計画経済」の場合と同様に、程度の問題として

考えられるであろう。「経済統制」なり Wirtschaftslenkung なりのわが国及びドイツの見解においても、ある程度の社会化が、これと矛盾しない、否、むしろ、場合によつては、その一つの措置として、社会化を行う場合さえありうることを認めることとなるであろう。しかし、社会化の程度が高度に達し、質的変化をともなうに至れば、ドイツの Wirtschaftslenkung の見解では、これとは異るものとなると解せられる。わが国の「経済統制法」に関する見解についても、それが、私有財産制を前提とするものであるとする一般的な見解では、ドイツの場合とほぼ同じ結論となるであろう。

以上の検討を通じて、われわれは、ドイツの Wirtschaftslenkung 及び Wirtschaftslenkungsrecht が、一般的にみれば、わが国の「経済統制」及び「経済統制法」と、きわめて類似する概念であることを知りうるであろう。したがつて、これを、ドイツにおける「経済統制」あるいは「経済統制法」として検討することは、それ自体としてのみならず、わが国の「経済統制法」の研究に資する意味においても、意義あることといえるであろう。(18)

(1) 橋本文雄「社会法と市民法」(昭和九年)は、「わが国の社会法」において、「わが国における計画的統制的経済法」の名のもとに、重要産業統制法、商業組合法、工業組合法、さらに米穀統制法、資本逃避防止法、外国為替管理法などにふれている、同書三一七頁以下。その後、経済統制法あるいは統制経済法に関する文献は多数に及んでいるが、ここには一々あげない。

(2) 「経済統制法」と「統制経済法」との用語の区別・選択・適否については、菊池勇夫「経済統制法」(新法学全集)一頁以下、田中二郎「経済統制法の発展及び現状の概観」経済統制法年報一巻一輯六頁、峯村光郎「法と統制経済」一九頁以下。

(3) この立場に立つものは、大体、ドイツの経済法につきゴールド・シュミットなどの説を受け入れたものが多いとみられるのであり、経済統制法すなわち経済法と考えられているようである。例えば、峯村光郎「法と統制経済」(昭和一五年)では、「現代の経済統制法即ち統制経済法こそは、新しい時代の所産として特に経済法の名を以てよぶに値するものといえるであろう」(同書二二頁)とされ、同著者「経済統制法」(昭和一六年)も、題名は、経済統制法とあるが、その緒論では、「統制経済法即ち経済法」とし

(同書三三頁)、その内容は「経済法」を論じておられる。高田源清「経済法」(昭和二八年・改訂昭和三〇年)も、同様の立場に立たれるものと理解してよいであろう。

(4) 菊池・前掲一頁。

(5) 菊池・前掲二頁。

(6) 田中二郎・行政法講義案(下)第二分冊(昭和一四年)八九頁以下。

(7) 田中・前掲九一頁。

(8) 田中二郎・行政法講義案下巻第一分冊(昭和二三年)七一頁。

(9) 田中二郎・行政法大意三〇九頁。

(10) 石井照久・商法(総則・会社法(1))三一頁。

(11) 高田源清・前掲改訂版一九頁。

(12) 鈴木竹雄「現代商法の基礎理論」日本国家科学大系七巻二二三頁。

(13) 鈴木竹雄「経済の変遷と商法」杉山教授還暦祝賀論文集六一一頁。

(14) 菊池・前掲一頁以下、田中・前掲経済統制法年報一巻一輯六頁。

(15) 我妻 栄「経済再建と統制立法」五頁。

(16) 金沢良雄「経済統制法の基本原理」国家学会雑誌六三巻五号。

(17) Huber a.a.O. S. 202.

(18) ドイツにおいて、わが国における「統制」ということに類似する言葉としては、Lenkung のほかに、Bewirtschaftung, Führung, Kontrolle などが用いられる場合もある。例えば、Goldschmidt, Reichswirtschaftsrecht, 1923, SS. 145 ff.; Haeberlein, a.a.O. S. 72; Hedemann, a.a.O. SS. 95 ff. etc. また、わが国では、Wirtschaftslenkung を「経済指導」とか「経済操縦」と訳された例もある。例えば、司法省調査部「ヘーデマン独逸経済法綱要」(上)(司法資料二七五号・昭和一七年)六七頁・七八頁。

第二節　経済統制法の推移

西ドイツの経済統制法の推移を、どのような時期に大別して考察するのが適当であるか、については、およそ、つぎの見方がある。その一は、経済の実体に着目して、終戦から通貨改革の行われた一九四八年までの時期とその後の時期とを分つ見方である。この見方は、通貨改革が、戦後の西ドイツにおいて最も画期的な仕事の一つであつたこと、これを契機として、ドイツ経済が自由経済の方向に向うに至つたことによつて、理由づけられるであろう。その二は、政治の実体に着目して、占領軍の軍政の時期（終戦から一九四九年八月）、その後に続く民政移管後の時期、あるいは、西ドイツ政府成立後の時期（一九四九年九月）を分つ見方である。この見方は、立法の形式、手続などに、それぞれの相異があるということ、及び、その内容についても占領当局の影響力の相異をみのがしえないものがあることなどによつて、一応の根拠が与えられるであろう。その三は、経済統制法の法的根拠に着目して、ボン基本法の制定（一九四九年五月）を境として二つの時期に分つ見方である。この見方は、経済統制法の合憲性を追求する場合に適当であるように思われる。以上の三つの見方には、それぞれの理由があるが、ここでは、第一の見方を中心としつつ、他の二つの見方をも考慮に入れながら、終戦から一九四八年までと、一九四九年以後との二つの時期に分けて考察することとする。

第一　終戦から一九四八年まで

一　占領管理の基本的政策

終戦後のドイツ経済が、極度に破壊されていたことは、いうまでもないが、その程度が、わが国の場合に比べて、

さらにはなはだしかつたことは、経済力を出しつくした後に終戦がきたこと、国土が完全に戦場化されていたことによつてもうかがうことができる。このような終戦後のドイツ経済に対する連合国の管理政策は、いかなるものであつたか。それは、一言にしていえば、敗戦国に対するきわめて峻厳なものであり、何よりも先ず、ドイツ経済の武装解除と非軍事化により、世界の平和に対するドイツの脅威を除去する点におかれた。そして、ドイツ経済の復興ということは、ほとんどかえりみられず、わずかに、飢餓からの自由が与えられるにすぎなかつたといえる。

このような連合国の対ドイツ経済管理の基本政策は、一九四五年八月二日の「ポッダム協定」[1]にみることができる。ポッダム協定は、その「経済的諸原則」(Economic Principles)において、「ドイツの戦力(war potential)を除去するために、兵器・航空機・海洋船舶の生産を禁止する。金属・化学品・機械類、その他戦争経済に必要な物品の生産は統制され、ドイツの戦後の平和利用に許容された限度に制限されねばならない。許容された生産規模以外は、賠償計画に従つて除去されねばならない。」(一一項)とし、さらに、ドイツ経済に対する連合国の統制(controls)は、(a)工業的武装解除と非軍事化、賠償及び許容された輸出入の計画を実施するため、(b)ヨーロッパ諸国の平均水準を超えないドイツの生活水準を維持するために必要な商品及び役務の生産及び維持を確保するため、(c)生活必需品の公平な配給を確保するため、(d)ドイツの工業を統制し、すべての国際取引を統制するため、(e)経済活動に関する公的私的の科学的研究的機関等を統制するために行うことができる(一五項)とした。

また、ポッダム協定に先立つて、一九四五年四月にアメリカ統合参謀本部からアメリカ占領軍司令官宛に発せられた「降伏後の初期」の指令[2](JCS 1067 として知られている)は、「ドイツにおける軍政府の基本目的」として、(a)戦争によるドイツ経済の破壊はドイツ人の責任であることをドイツ人に知らしめること、(b)ドイツは、自由化の目的のた

めではなく、降伏した敵国として占領されること、(c)ドイツが世界平和の脅威となることを永久にのぞくこと、そのために工業的非軍事化を行うこと、などをかかげ(第一部四項)、ドイツ経済に対する統制は、この目的を達成するため、及び、安全を守り占領軍の必要をみたし、飢餓と占領軍を危険にさらすような疾病と不安を防ぐために行われることとし、また、ドイツの基本的生活条件を、他の隣接連合国よりも高い水準にするような一切の行為をとつてはならないこと(第一部五項a)とし、さらに、経済の統制の一般的目的及び方法としては、ドイツの経済的復興に向けられるような手段、あるいはドイツ経済を維持し強化するような手段をとつてはならない(第二部一六項)とし、また、他の連合国よりも高くない生活水準を保つことについては、統一的な配給割当制度を適用することをみとめた(第二部二一項、二二項)。

これらの基本的な協定や指令によつて、戦後のドイツ経済に対して行われるべき連合国の統制の基本線は、一方では非軍事化のための、生産禁止、生産制限におかれ、他方では、最低限度の生活の確保のための配給割当制度をみとめたものであつたといえよう。

(1) J. K. Pollock, J. H. Meisel & H. L. Bretton, Germany under Occupation, Illustrative Materials and Documents, 1949, pp. 17 ff.; U.S. Dept. of State, Occupation of Germany, Policy and Progress 1945-46 (European Series 23), 1947, pp. 73 ff., 90, 112, 159 ff., 177; W. Friedmann, The Allied Military Government of Germany, 1947, pp. 186 ff., 261 ff. 「ポツダム協定」は、イギリス・ソ連・アメリカの三国のポツダム会議により一九四五年八月二日に定められたもの。

(2) Pollock, Meisel & Bretton, op. cit. pp. 76 ff., U.S. Dept. of State, op. cit. pp. 89, 111, 155 ff., 205. この指令は、アメリカの対ドイツ占領管理の基本方針を示したものとして注目され、丁度、わが国の場合の「降伏後のアメリカの初期の対日方針」(一九四五年九月二二日)に該当するものといえる。この指令は、一九四五年四月に、統合参謀本部から当時の占領軍司令官アイゼンハウアー元帥に発せられたものであるが、当時は極秘(top secret)とされ、公表されたのは、ポツダム会議後の一九四五年一

○月であった。なお、この指令は、その後、一九四七年七月一一日の占領軍司令官クレイ元帥宛の指令に切り替えられた。後者は前者に比べて、やや緩和されたものである。後者につき、U.S. Dept. of State, Directive regarding the military Government of Germany, July 11, 1947 (European Series 27); Pollock Meisel & Bretton, op. cit. pp. 91 ff.

II 占領管理の方式

ドイツの占領管理[1]は、周知のように、占領軍政当局の直接管理の方式によって行われた。したがって、ドイツ経済に対する以上のような基本政策にもとずく占領管理もまた、立法活動をもふくめて、占領軍の直接管理の方式によって行われ、軍政府による法律、布告、命令、指令、訓令などの形式のもとに行われた。もっとも、戦時を通じて行われた経済統制は、戦後も、目的を異にするにせよ、引き続き行われねばならぬものもあり、従前の経済統制法令で存続したものもあった[2]。が、さらに、戦後の緊急事態に対処するためのあらたな経済統制立法が、軍政府によって定められた。ただ、一九四八年以後は、米英占領地域に、ドイツ側の経済会議[3](Wirtschaftsrat)が設けられ、占領軍当局の指令により、一定の経済統制に関する権限が、これに委譲され、これにより、同会議が、立法活動を行った。

ドイツ経済の占領管理についての今一つの特色は、分割占領が行われたことである。分割占領によるドイツの産業機構の分断は、ドイツ経済にとって、大きな痛手となった[4]。このことは、占領の当初から、当然予想されえた。そこで、「ポツダム協定」では、「占領期間中、ドイツは、単一の経済単位として取り扱わなければならない」(一四項)とされた。しかし、この考慮は、ついに結実せず、米・英、さらに仏の占領地域について合同経済地域が設定されたが、東西の両地域は分断のままに残されたのである。

(1) 連合国のドイツ占領管理の組織や運営については、高野雄一「ドイツにおける四国軍政組織及び運営」日本管理法令研究二六号

四四頁以下。M. Virally, Die internationale Verwaltung Deutschlands, 1948; W. Friedmann, op. cit.; H. Zink, American Military Government in Germany, 1947; U.S. Dept. of State, op. cit.

(2) Huber, a.a.O. II Bd. S. 211.

(3) この経済会議は、議会制度的な組織体 (eine parlamentsähnliche Körperschaft) であり、そのメンバーは、米英占領地域の州議会から選出された。T. Maunz, Deutsches Staatsrecht, 1951, S. 5; IFO-Institut für Wirtschaftsforschung München, Fünf Jahre Deutsche Mark-Die Wiederaufbau der westdeutsche Wirtschaft seit der Währungsreform, 1954, S. 93. なお本書については、ミュンヘン経済研究所著・吉野俊彦他訳「西独経済の再建過程」（昭和二九年）と題する完訳がある。

(4) ドイツの分割占領による産業機構の分断状態とその生産に対する打撃については、IFO-Institut, a.a.O. SS. 14, 31, 32, 43, 44; Friedmann, op. cit. pp. 189 ff.

III 緊急状態対策関係

終戦直後の緊急状態に対処するためには、戦時中に行われていた経済統制立法は、目的を異にしつつも、引き続き役立つものが多かったことはいうまでもない。しかし、また、あらたに多くの経済統制立法が定められた。

この期に定められた主な経済統制立法としては、一般的な緊急状態に対処するものとして、一九四七年一〇月の「経済、食糧及び交通の分野における緊急措置に関する法律」（経済緊急法）(Gesetz über Notmassnahmen auf dem Gebiet der Wirtschaft, der Ernährung und des Verkers (Bewirtschaftungsgesetz) vom 30. 10. 1947)——一九五一年三月まで継続され後述の経済安定法 (Wirtschaftssicherungsgesetz) に代つた——生活必需品の物資統制に関するものとして、一九四八年一月の「生活必需物資の調査、確保及び配給のための緊急救助法」(Nothilfegesetz zur Ermittlung, Erfassung und Verteilung von Lebensmittelbeständen vom 23. 1. 1948)——一九四八年九月三〇日失効——価格統制に関するものとして、一九四八年四月の「価格形成及び価格監視に関する臨時法」（価格法）(Übergangsgesetz

über Preisbildung und Preisüberwachung (Preisgesetz) vom 10. 4. 1948)、また、同年一〇月の「価格煽動に対する法律」(Gezetz gegen Preistreiberei vom 7. 10. 1948)——一九四九年九月三〇日に経済刑法一〇三条により廃止——また、公益事業、エネルギーについての緊急措置に関するものとして、一九四五年一一月の「ガス及び電気の割当に関する法律」(Gesetz über Rationierung von Gas und Elektrizität von 30. 11. 1945)、一九四七年一一月の「電気及び遠距離ガス供給の分野における緊急措置に関する法律」(Gesetz über Notmassnahmen auf dem Gebiet der Elektrizitäts- und Ferngasversorgung (Zentrallastverteilungsgesetz) vom 21. 11. 1947)——後に「電気及びガス供給の分野における緊急措置に関する法律」(エネルギー緊急法) (Gesetz über Notmassnahmen auf dem Gebiet der Elektrizitäts- und Gasversorgung (Energienotgesetz) vom 10. 7. 1949) となる——などがある。

(1) Huber, a.a.O. II Bd. S. 211.

(2) Huber, a.a.O. II Bd. SS. 212 ff.; Virally, a.a.O. SS. 175 ff.

III 経済の非軍事化のための生産禁止・生産制限

また、ドイツ経済の非軍事化と賠償に関連して、終戦直後、連合国軍の指令により、兵器その他の生産禁止と、多数の原料生産資材等の生産制限が行われたが[1]、とくに、上述の「ポッダム協定」(これを実施するための指令が一九四五年八月一〇日に発せられている) にもとづき、一九四六年三月二六日には、「ポッダム工業計画」("Potsdamer Industrieplan") といわれる「賠償及び戦後ドイツ経済水準のための計画[2]」(The Plan for Reparations and the Level of Post-war German Economy) が定められ、一、生産禁止として、兵器、航空機、海洋船舶その他一定物品の生産禁止二、鉄鋼、非鉄金属その他の一定物品の生産制限などが行われることとなつた (もつとも、その後、生産禁止物品の

大部分は、生産制限にうつされ、さらに、一九五一年以後は、生産制限の大部分も解除された(3)。

(1) IFO-Institut, op. cit. p. 41.

(2) Friedmann, op. cit. pp. 197, 204, 333 ff.; IFO-Institut, op. cit. p. 42. この「ポッダム工業計画」では、㈠「生産禁止」として、兵器、あらゆる航空機、海洋船舶の禁止のほか、ガソリン、合成ゴム、合成アンモニア、重工作機械、重量トラクター、アルミニウム、マグネシウム、ベリリウムなどの生産施設の除去が定められ、㈡「生産制限」として、鉄鋼、非鉄金属、化学工業、機械工業につきそれぞれ一定の生産規模の限度が定められた。これらの生産制限は、ドイツの工業水準を一九三八年度の五〇―五五%に制限しようとする連合国の意図にもとずくものであつた。G. Bothe, Weg und Ziel der Deutschen Wirtschaft, 1954, S. 149.

(3) IFO-Institut, a.a.O. S. 42 ff.

四　貿易関係

終戦後のドイツの貿易については、「ポッダム協定」では、すべての国際取引を統制することが定められたが、この線にそつて、終戦後のドイツの貿易は、占領軍当局によつて完全に把握された。その根拠となつたものは、一九四五年九月二〇日の管理理事会布告第二号であり、これにより、原則的に外国貿易が禁止され、これに従つて、軍政府法律第五三号（Geselz Nr. 53 der Militärregierung betr. Devisenbewirtschaftung und Kontrolle des Guterverkehrs）により、外国為替に関する一切の業務、外国への供給または支払義務の委譲、資産の輸出入が禁止され、軍政府法律第一六一号により、ドイツの国境を越える商品および人の移動が禁止され、これらの禁止は、占領軍当局の許可によつてはじめて免除されうるものとされた(1)。そして、輸出は、指令による強制輸出(2)に限られ、輸入は、A類輸入（生活必需物資）とB類輸入（輸出産業に必要な原料）の二分類が堅持されたが、当初は、B類輸入は容易には認められな

かつた。[3] しかも、これらの輸出入は軍政府当局の手によつて行われた。民間業者の直接の取引が認められたのは一九四七年三月に至つてであつたが、許可手続が煩雑なため、実際上はあまり行われなかつたようである。[4] 貿易機構について一つの進展を示したものは、一九四七年一月一日の合同輸出入機関[5] (Joint Export and Import Agency) の設置であつた。これによつて、米英占領地域の貿易機構が統一され（後にフランス地域をも統合）、これが、一方では外国貿易の契約の当時者となるとともに、他方では、各種の指示を通じて、貿易手続を規制した。その主なものとしては、まず、より緩和された手続きにより輸出業者と外国の関係者との直接契約の締結をみとめた一九四七年四月八日の合同輸出入機関指令第一号があげられる。しかし、この個々の契約には同機関の許可を要したのみならず、それは、同機関の勘定において、かつ同機関のために行われるものであつた。また、一九四七年八月一八日の同機関指令第四号により、B類輸入につき、輸出生産のために必要な商品の輸入を緩和し、同年一一月の同機関指令一〇号では、さらに、B類輸入を同機関の支局に分散した。このように、若干の改善が行われたとはいえ、全体としては、通貨改革前の状態は、エルハルトがいうように「捕虜収容所」にたとえられるべきものであつたといえる。[6]

(1) L. Erhard, Deutschlands Rückkehr zum Weltmarkt, 1953. 同書の完訳、エルハルト著・有沢広巳訳「ドイツ経済の奇蹟」（昭和二九年）五六頁。Huber, a.a.O.S. II Bd. S. 282.

(2) エルハルト・前掲一四頁以下、IFO-Institut, a.a.O.S. 32; Bothe, op. cit. p. 244. 占領軍当局の指令による強制輸出としては、石炭、木材等西ドイツの経済にとつて緊要なものについても行われた。

(3) エルハルト・前掲八四頁以下。

(4) エルハルト・前掲八六頁。

(5) エルハルト・前掲八四頁以下。

(6) エルハルトは、終戦後のドイツ経済を「捕虜収容所」にたとえ、「わが国の経済は捕虜収容所にもひとしかつた。この収容所に

収容されたドイツ国民は一部は連合国によつて、すなわち、「A類」輸入の枠内で養われた。……このような収容所から出される若干の輸出は、大部分が原料であつたが、収容所に収容されている人々の経済的な利害関係から行われたものでは決してなかつた。ただ輸出するほかなかつた。この輸出代金はせいぜいのところ連合国側の輸入経費をそれだけ軽減するにすぎなかつた。」といつている。エルハルト・前掲一四頁以下。

五　占領政策の転換・通貨改革

以上のような厳格な占領政策は、一九四八年の前半頃から、急激な変化を示した。[1] このことは、わが国の占領政策についても、ほぼ同様であり、[2] その原因が、二つの世界の対立にあつたことは、いうまでもないであろう。すなわち、この頃から、連合国、とくに、アメリカの、対ドイツ経済占領政策は、再建を「許容」(erlauben)したのみならず、対ドイツ経済援助の方向を明確に示すに至つたのである。そして、まさに、この時期を期して、通貨改革（一九四八年六月）が断行された。通貨改革は、ドイツ経済の正常状態への復帰、自由経済あるいは市場経済の地盤の形成をめざしたのみならず、対ドイツ経済援助をしてより有効ならしめるための受入体制の形成にも役立つものであつたにちがいないのである。この時期において、対外的にはマーシャル・プランの実施のため、「ヨーロッパ経済協力に関する条約」(Convention for European Cooperation, 16. 4. 1948)によりヨーロッパ経済協力機構(OEEC)ができ、西ドイツも、その一環として、アメリカとの経済協力協定(Economic Cooperation Agreement)を結んで、経済援助をうけることとなり、「マーシャル計画援助法」(Gesetz über Marshallplanhilpe)が定められ、対内的には、通貨改革後は、生産制限が解除乃至緩和され、また各種の統制も緩和の方向に向つた。[3] しかし、経済統制は、全廃されるには至らなかつた。

(1) IFO-Institut, a.a.O. S. 10.

(2) わが国の占領政策の転換については、金沢良雄「米国の対日経済援助政策」日本管理法令研究二四号三八頁以下。連合国とくにアメリカの対日占領政策も、西ドイツの場合とほぼ同様に、一九四八年のはじめ頃から、敗戦国に対する峻厳な管理から、積極的な援助へと転換を示した。その具体的なあらわれは、マーシャル援助計画の極東版としての一九四八年六月一九日の対外援助基金法による対日経済復興援助費（エロア基金）にみられる。

(3) IFO-Institut, a.a.O. SS. 24 ff. は、マーシャル・プランによる「食糧及び原料の流入によつて、通貨の健全化、国家的統制の緩和、自由な価格形成が可能となつた」とし、また、貿易統制の緩和が行われえたことについてのべている。なお、マーシャル・プランにつき、Bothe, a.a.O. SS. 149, 244, 247.

第二　一九四九年以後

通貨改革とマーシャル計画援助とによつて支えられた西ドイツの経済は、一九四八年後半以後、急ピッチで復興への途をたどることができた。今、これを、もつとも端的に、生産指数についてみると、通貨改革前には、一九三六年の水準の五〇%にすぎなかつたのが、一九四八年一一月には、その八〇%に上昇し、一九四九年末から一九五〇年はじめにかけては、一九三六年の水準に回復し、さらに、一九五二年末には、これを五〇%上廻るに至つたのである。(1) このような驚異的な上昇は、他の欧州諸国の復興が終戦と同時にはじまつたのに対し、ドイツの場合は、その本格的スタートが三年後の一九四八年にはじめて可能となつたことを思うと、一層高く評価されねばならないであろう。

通貨改革後のこのような経済復興を可能ならしめたものとしては、何よりもまず、ドイツの世界市場への復帰をあげねばならない。この場を与えられることによつて、輸出の促進（市場の開拓）が行われ、また、生産復興のための欠乏原料の輸入が確保され、経済復興が本格化しえたのである。また、生産復興のためには一方では、資金の裏付けが必要であるが、この点では、資本蓄積、資本市場の育成に関する措置が必要であつた。かくて、一九四九年以後に

おいては、経済統制の動向は、終戦直後のような国民の消費生活の安定をはかるための消極的緊急措置的なものから、輸出の促進、生産の復興、資本蓄積などの積極的なものへと移行したといえるのである。なお、農業の分野においても、通貨改革後は、食糧事情も次第に好転し、戦後行われていた各種の配給及び価格統制は、次第に撤廃され、あらたな観点から、主要農産物についての経済統制立法が定められるに至つた。つぎには、これらの各分野について考察しよう。

(1) IFO-Institut, a.a.O. SS. 32 ff.

一　外国貿易関係

西ドイツの貿易が発展の可能性をとりもどしたのは、通貨改革によつてであつた。連邦経済大臣エルハルト編の「ドイツ国の世界市場への復帰」ではつぎのようにいつている。(1)

「意義深くも、ドイツが外国貿易を発展できるようになつたのは、一九四八年六月の通貨改革と、時を同じくする。もちろん、この日こそ、合同輸出入機関を解散する、言葉を換えていえば、貿易政策上の創意が返還される日として、重要な画期的な日であり、また転換点でもある。まず市場経済が誕生して、はじめて企業家的な刺戟がおこり、また労働者の勤労意欲が、販売に対する商人の関心が、経済自身の生産誘因が目覚めた。かくてはじめて、ほんとの外国貿易の前提条件が成立した。」

通貨改革とならんで、ドイツの貿易自由化を促進したものは、マーシャル計画援助であつた。(2) それが、根本的には、連合国、とくに、アメリカの対ドイツ経済占領政策の転換に因るものであることは、前述のとおりであるが、この占

領政策の転換こそ、ドイツの貿易の進展とその自由化を認め、かつ、これを推進することとなつたのである。そして、マーシャル計画は、それ自体、ヨーロッパ経済協力機構のもとでの貿易の自由化を目ざしたものにほかならなかつたし、その一環として西ドイツは、食糧や原材料の流入をえて経済の復興を本格的にはかりつつ、輸出の増強をも期しうることとなつたのである。

以上のような地盤のもとに、一九四九年以後は、ドイツの貿易は、厳格な占領管理から次第に解放されつつ自由化へと向うとともに、あらたな輸出促進の措置が加えられるに至つたのである。(3) つぎに、そのあらましをみよう。

まず、一九四九年二月の輸出入合同機関指令第二九号 (JEIA-Anweisung Nr. 29, betr. Einfuhrbewilligungsverfahren vom 3. 2. 1949) により、輸入許可手続が、「輸出生産及び重要国内需要に必要不可欠の商品の輸入を緩和し促進する目的」(同指令一項) をもつて、緩和、改善され、前述の同機関指令第四号と第一〇号は廃止された (同指令三項)。

ついで、注目すべきことは、西ドイツ連邦共和国政府の成立にともない、一九四九年一〇月の輸出入合同機関指令第三四号 (JEIA-Anweisung Nr. 34, betr. Beendigung gewisser Aufgaben der JEIA, vom 12. 10. 1949) により、同年一〇月一五日に同機関の重要な権限は、すべて、西ドイツ政府の機関に委譲され、同機関が廃止されたことであつた。

なお、マーシャル計画援助に関するものとしては、一九五三年八月の「ヨーロッパ復興計画特別財産の管理に関する法律」(Gesetz über die Verwaltung des ERP-Sondervermögens vom 31. 8. 1953) が定められた。

また、輸出促進のための措置に関しては、西ドイツでも、輸出補助金制度は回避され、主として、輸出信用補償、

租税軽減の措置、輸出商品の生産及び引渡しの確保措置などがとられている。[4] その概要は、つぎのとおりである。

輸出信用補償制度については、一九四九年八月二六日の「輸出取引における保証引受に関する法律」(Geselz über die Übernahme von Sicherheitsleistungen und Gewährleistungen im Ausfuhrgeschäft)、同名の一九五〇年九月四日の法律、一九五一年四月二〇日の法律、一九五二年二月二二日の法律、一九五三年六月九日の法律により、国家による保証が行われ[5]、これらの法律によつて輸出取引のための連邦保証基金(Bundesgarantiefonds)が設けられた。[6]

租税軽減措置については、一九五一年六月の輸出促進法(Ausfuhrförderungsgesetz vom 28. 6. 1951)及びその後身の一九五三年九月の輸出促進法(Ausfuhrförderungsgesetz vom 18. 9. 1953)(一九五五年一二月三一日まで有効)が定められ、輸出取引に関しては、所得税、法人税の軽減、取引高税の割戻、手形税の免除及び軽減、保険税の免除が行われている。[7]

輸出商品の生産及び引渡しの確保措置としては、一九五一年一〇月の「緊要輸出取引の実施確保に関する命令」(VO zur Sicherung der Durchführung dringlicher Ausfuhrgeschafte vom 15. 10. 1951)により、一定の企業は輸出商品の引渡しをうけ、また輸出商品の製造業者は、原材料を優先的に供給されることとなつた[8](なおこの点については、後述「生産復興関係」参照)。

(1) エルハルト・前掲一四頁。
(2) Bothe, op. cit. p. 244; IFO-Institut, a.a.O. SS. 24 ff.
(3) Huber, a.a.O. II Bd. SS. 281 ff. エルハルト・前掲二七六頁以下。
(4) Huber, a.a.O. II Bd. SS. 290 ff. エルハルト・前掲二八七頁以下。大蔵省調査局「西ドイツの輸出促進をめぐる諸問題」大蔵省調査月報四二巻一二号三〇頁以下。

(5) Huber, a.a.O. II Bd. SS. 284, 290 ff.

(6) この連邦保証基金は、Hermes-Ausfuhr-Kredit-AG によつて管理されている。Huber, a.a.O. II Bd. S. 291.

(7) Huber, a.a.O. II Bd. S. 290. 大蔵省調査局・前掲大蔵省調査月報四二巻一二号五二頁以下。

(8) Huber, a.a.O. II Bd. S. 290.

II 生産復興関係

西ドイツの経済は、通貨改革、マーシャル援助計画の実施により、本格的な復興の途をたどることとなつた。そして、その根柢には、西ドイツの経済にこのような復興をみとめ、むしろ、これを援助しようとする連合国の占領政策の転換があつたことはすでにのべたとおりである。この期においては、一方では、「ポツダム計画」の線によつてしばられていた生産規模の制限を次第に解除するとともに(1)、他方では、経済の復興にともなつて不必要となつた物資物価の統制を、その都度、廃止しながら(2)、自由経済への復帰を意図しつつも、なお、生産復興のための必需物資を確保するための統制が行われたのである。すなわち、西ドイツの経済統制は、戦後の緊急状態における消費生活のための統制から生産復興の確保のための統制へと重点を移すこととなつたといえる。

生産復興のための必需物資は、その生産のために確保しなければならなかつたし、輸出促進のためにも、輸出品の生産を優先的に行うには、その製造等のために必要な物資を確保しなければならなかつた。そこで、一九五一年三月に、「営業的経済の分野における安定措置のための法律」(経済安定法) (Gesetz für Sicherungsmassnahmen auf einzelnen Gebieten der gewerblichen Wirtschaft (Wirtschaftssicherungsgesetz od. Sicherungsgesetz) vom 9. 3. 1951) が定められ、これが、終戦後の緊急事態に対処するための統制の基本法であつた前述の経済緊急法に代つて、

経済復興のための統制の基本法となつた。なお、この法律は、国際上の義務にもとずく一定の国内統制措置をも行いうることとされていたのであり、ドイツが、国際的な安全保障（国防）その他の義務をはたすために必要な経済統制を行う役割をも果せられていたことは注目されねばならない。この点については、わが国の戦後の物資統制の基本法であつた臨時物資需給調整法が、昭和二七年（一九五二年）三月に、西欧陣営の安全保障のための国際原料会議などの割当物資、稀少物資の国内的統制を行う必要を動機として定められた「国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律」（昭和二七年三月三一日法二三号）に代つたことを思い合せることができる。しかし、この西ドイツの経済安定法は、その後若干の改正（一九五二年六月二五日、一九五三年三月二五日、同年五月二八日の改正）を経て、一九五四年九月三〇日に失効した。この法律の要点は、連邦政府又は連邦経済大臣は、連邦議会の同意を得て、法規命令により、一定の事項につき統制措置を定めることができるのであり、その事項とは、「固体燃料、貴金属及び非鉄金属の生産、並びに、営業的経済の商品の製造、使用及び貯蔵、並びに、これらの商品の企業への引渡及び企業による購入」であり、かつ、それは、つぎの場合に必要なかぎりでみとめられる（§1 (1) 1）。すなわち、(a)全体経済（Gesamtwirtschaft）の利害において緊要な輸出を行うために必要な商品が、他の商品に優先して製造され、引に渡され、輸出のために用意されることを確保する場合、(b)国民経済上重要な欠乏商品、とくに欠乏原料のドイツ経済に必要な輸入を確保する場合、(c)営業的経済の各分野における国民経済上重要な需要又は生活必需の需要の充足に必要な生産の障害を阻止し、又は除去する場合である（§1 (1) 1, (a) (b) (c)）。さらに、この法律により、ドイツ連邦共和国の国際法上の義務の遂行を確保するためにも、一定の経済活動（商品の製造、加工、貯蔵、引渡、購入、輸送等）をも同様に規制しうるものとし（§1 (1) 2）、その他、国際通商等のために必要な統計的基礎を確保するために、鉄鋼製品、非

鉄金属、化学原料などについて一定の措置がみとめられていた(§2)。そして、この法律に基づき、多くの命令等が定められていた。(3)

(1) 一九五一年四月三日の「工業監視に関する協定」(Abkommen betr. Überwachung der Industrie)により、「ポッダム工業計画による生産制限の大部分は解除され、ただ、製鋼能力などが監視されることとなり、さらに、この監視も、シューマン・プランによるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の発効(一九五二年八月一〇日)を考慮して、一九五二年七月二五日に廃止された。IFO-Institut, a.a.O. S. 42.

(2) 例えば、一九四九年一一月に豚と羊肉の価格統制撤廃、一九五〇年五月に牛と犢肉の価格統制撤廃、一九五〇年三月に主要食糧(パン、砂糖、肉、牛乳、脂肪等)の配給制度撤廃。

(3) 経済安定法に基く諸命令には、VO zur Sicherstellung der Deckung des Bedarfs an festen Brennstoffen vom 22. 3. 1951; VO über die Sicherung der Schrottversorgung, vom 20. 3. 1951; VO über die Kennzeichnung von Lieferaufträgen und die statistische Erfassung des Absatzes von Stahlerzeugnissen vom 21. 3. 1951; VO über Verarbeitung, Lieferung, Bezug, Vorratshaltung und statistische Erfassung von Nichteisen-Metallen vom 4. 5. 1951; VO über Verwendungsbeschränkungen von Zink und Zinklegierungen vom 4. 5. 1951; VO über Verwendungsbeschränkungen von Kupfer und Kupferlegierungen vom 4. 5. 1951; VO über die Deckung des Bedarfes an Edelmetallen und hieraus hergestellten technischen Erzeugnissen vom 21. 3. 1951; VO über die statistische Erfassung von Düngemitteln vom 21. 3. 1951; VO über die Lagerbuchführung und die statistische Erfassung der Erzeugung, des Absatzes, der Bestände und Einfuhrverträge von Antibiotika vom 21. 3. 1951 などがあつた。

III 資金関係

通貨改革後の西ドイツの経済にとつて、大きな難点は、通貨改革によつて資本の欠乏をきたしたということであつた。(1) したがつて、資本増出の対策は、西ドイツ経済の復興にとつて、かくことのできないものとなつた。そして、こ

の点に関連して、国家的公的財政投資、証券利率対策、資本の蓄積、投資援助などの対策がとられ、そのためのあたらしい法律が定められ、通貨改革後の資金関係の経済統制法は、あらたな、めざましい展開を示すに至つたのである。つぎに分説しよう。

(a)　国家的公的財政投資

産業に対する国家的公的財政投資は、通貨改革後、大きな比重を占め、かつ、大体において上昇の経過をたどつており、一九四八年下半期と一九四九年を併せて、三三億二〇〇〇万ドイツ・マルクであり、一九五〇年には、若干の減少を示して、二九億一〇〇〇万ドイツ・マルクとなつたが、一九五一年には、四二億八〇〇〇万ドイツ・マルクに昇り、さらに、一九五二年には、五一億五五〇〇万ドイツ・マルクに達した。[2] このような国家的公的財政投資のためのあたらしい制度として、「復興金融公庫」[3] (Die Kreditanstalt für Wiederaufbau) を、あげることができる。これは、あたかも、わが国の日本開発銀行（その前身は復興金融金庫）に相当するものといえよう。この復興金融公庫は、一九四八年一一月五日の法律（経済会議が制定）によつて設けられたもので、マーシャル計画援助による見返資金等は、この機関により、原則として一般の金融機関を通じて、産業復興に投ぜられることとなつたのである。

(b)　証券利率対策

資本市場の適正な機能は、資本増強のためには、かくことができないが、それには証券利率の適正化をはからなければならない。この意味において、一九四九年九月に「資本取引に関する法律」(Gesetz über den Kapitalverkehr vom 2. 9. 1949) が定められ、これによつて証券利率の統制が行われることとなつたが、さらに、一九五二年十二月に、同名のこれに代るあらたな法律 (Gesetz über den Kapitalverkehr vom 15. 12. 1952) が定められた。[4] この法律は、証

券発行（したがつて、またその条件としての証券利率）に対する認可権を政府に与え、これによつて、資本市場の金利水準を調整し、不当な利率の競争によつて市場を混乱することを防止しようとするものであり、その内容は、「資本市場における起債が適当であると認められるすべての工業債、地方債、その他の債券、株式、配当証券は、認可を受けなければ発行することができない。」（一条）とし、さらに、その認可基準として、一、その証券の発行が西ドイツ地域における経済合理化の目的に合致するものであること、二、その証券の利率、発行ならびに償還条件は、同種の有価証券における条件と著しく相異しないこと、三、その証券の発行諸条件が、資本市場における相場及び利率体系を混乱させるおそれがないものであること（六条・七条）をあげている。認可は、連邦経済大臣が連邦大蔵大臣の同意を得て行うのである。

(c) 資本の蓄積・資本市場の育成

資本の蓄積のための措置としては、税法上の特典が与えられた。[5] 終戦後の西ドイツでは、占領軍当局によつて高率の税が課せられていたが、通貨改革を期して新税法が実施され税率の低減が行われ、とくに、被害工場の再建とか、利潤留保などについては税制上の優遇が行われたが、さらに、資本蓄積を強化するため、一九四九年に広汎な税の減免が行われ、その後に及んだ。これらの税法上の特典は、自己資本の蓄積のための措置であつたが、それは、大体、一九四一年の夏までで終り、その後は、自己資本蓄積の措置から他人資本の増強策へと移り、資本市場の育成が必要となつた。

そして、資本市場の育成についてもまた、税法上の特典が与えられることとなつた。

この点についての注目すべき法律は、一九五二年一二月の「資本市場育成のための第一次法」(Das Erste Gesetz zur

Förderung des Kapitalmarkts vom 15. 12. 1952) である。[6] これは、固定利付有価証券に対して税法上の特例を定めたもので、従来の利子所得に対して一律に課せられていた二五%の資本収益税を、無税、三〇%、六〇%の三種とし、かつ、課税されるものについては、これを総合所得に繰入れないこととしたものである。

なお、前述の「証券利率対策」もまた、資本蓄積のための役割をも果すものであることはいうまでもない。

(d) 投資援助

西ドイツにおける原料（とくに、石炭と鉄）の需給事情は、通貨改革後の加工部門の生産の急増によつて、いちじるしく逼迫した。そして、この傾向は、とくに、朝鮮動乱（一九五〇年六月）以後には、朝鮮動乱ブームによつて一層助長されるに至つた。このようにして生じた基礎資材部門の隘路の打開のために考え出されたのが、基礎資材の供給をうける産業が、相互扶助的に、原料産業部門に投資するという方法であつた。原料部門への投資としては、ECA基金の放出があつたが、これだけでは、不足であつたのである。そして、このような産業界の相互扶助による決意には、法的根拠が与えられることとなり、一九五二年一月にいわゆる投資援助法 (Investitionshilfegesetz) である「営業的経済の投資援助に関する法律」(Gesetz über die Investitionshilfe der gewerblichen Wirtschaft vom 7. 1. 1952) が定められた。[7] この法律は、石炭鉱業、製鉄工業、エネルギー経済、水経済、鉄道車輛工業の必要とする投資需要をみたすために、営業的経済の企業の全体に対して、一年間に、一〇億マルクを拠出する義務を課したものである。[8]

(1) Bothe, a.a.O. SS. 219, 293.

(2) Bothe, a.a.O. SS. 211, 297. なお、西ドイツの財政投融資全般に関しては、永川秀男「西ドイツにおける財政投融資」レファレンス五四号四五頁以下、五五号六三頁以下参照。

(3) Huber, a.a.O.S. I Bd. 139.

(4) Huber, a.a.O. II Bd. SS. 266 ff. 日本銀行調査局「西ドイツの資本蓄積対策」日銀調査月報昭和二八年二月号七〇頁以下。

(5) IFO-Institret, a.a.O. SS. 73 ff. 一九四九年四月には、所得税法を中心とする改正が行われて軽減がはかられたが、とくに後者は、当時の最重要問題である産業資金の確保の解決に資するためのものであり、所得のうち投資に当てられた部分は大幅に税の減免が行われ、また、一九五〇年度にもさらに減税が行われた。大蔵省調査局「西ドイツの所得税改正と産業資金」大蔵省調査月報三八巻特別三号二〇二頁以下。

(6) Huber, a.a.O. II Bd. S. 266. 日銀調査局・前掲六七頁以下。

(7) Huber, a.a.O. SS. 230 ff; IFO-Institut, a.a.O. SS. 22, 36; A. Hamann, Zweifelsfragen zum Investitionshilfegegetz NJW 1952, S. 641 ff.; H. Fischerhof, Das Investitionshilfegesetz als Lenkungsgesetz, NJW 1952, S. 919 ff.; H. P. Ipsen; Rechtspragen der Investitionshilfe, Arch. des öffentlichen Rechts 1952-53, S. 284 ff.; J. Mohrbutter, Investitionshilfe im Konkurs- und Vergleichsverfahren, NJW 1952, S. 1322. 日銀調査局前掲七〇頁以下。

(8) 投資援助法による投資については、一九五三年四月までに、四回払いで一〇億マルクが拠出されることとなっていたが、一九五三年はじめまでには、約五億マルクが、工業信用銀行 (Industriekreditbank) の特別資産に入金されたにすぎないといわれている IFO-Institut, a.a.O. S. 22.

四 食糧・農業関係

西ドイツにおける戦後の食糧事情は、終戦当時、すでに悪化していたが、それが一九四七年には極度に達した。[1] このような緊急状態において、食糧の配給統制が行われねばならなかったことは、いうまでもない。ところで、[2] 通貨改革後は、一般的には、食糧事情も次第に回復し、統制の撤廃が、相ついで行われた。[3] そして、農業生産は、一九五〇年度においては、一九四七年度に対して七七%の上昇を示した。[4] 一方また、食糧の輸入も増加し、また、家畜飼料の輸入の増加によつて、肉と牛乳の生産は、画期的に増大し、砂糖の供給も、国内生産と輸入との増加によつて、需要

と均衡がとれるに至つた。[5]

このような農業生産の回復と上昇は、やがては、生産過剰の傾向を呈することは、あきらかである。そして、この傾向は、農業生産物の特質と、世界的農業生産の過剰の傾向によつて、一層強められる。しかし、また、反面、主要食糧については、生産者の保護だけでなく、消費者の保護をも、はからねばならない。このような事情を背景として主要食糧の需給調整をはかるため、西ドイツでも、通貨改革後、主要農産食品――穀物・砂糖・牛乳及び脂肪・家畜及び肉――の市場統制に関する諸法律が定められるに至つた。[6]すなわち、一九五〇年の「穀物及び飼料の取引に関する法律」(穀物法)(Gesetz über den Verkehr mit Getreide und Futtermitteln (Getreidegesetz) vom 4. 11. 1950)、一九五一年一月の「砂糖の取引に関する法律」(砂糖法)(Gesetz über den Verkehr mit Zucker (Zuckergesetz) vom 5. 1. 1951)、同年二月の「牛乳、乳製品及び脂肪の取引に関する法律」(牛乳及び脂肪法) Gesetz über den Verkehr mit Milch, Milcherzeugnissen und Fetten (Milch- und Fettgesetz) vom 28. 2. 1951)、同年四月の「家畜及び肉の取引に関する法律」(家畜及び肉法) (Gesetz über den Verkehr mit Vieh und Fleisch (Vieh- und Fleischgesetz) vom 25. 4. 1951) である。これらの法律は、需給の適正を期するために、一定の供給計画の設定や、営造物としての輸入及び貯蔵機関 (Einfuhr- und Vorratsstelle als Anstalt des öffentlichen Rechts) を設けることとしている点に、ほぼ共通の特色がみられる。[7]

(1) IFO-Institut für Wirtschaftsforschung München, a.a.O., S. 53. 食糧の栄養価値の正常必要量は、三〇〇〇カロリー、蛋白質七五―八〇グラム、脂肪六〇―九〇グラムに対し、当時の標準消費者に対する配給食糧は、栄養価値一〇〇〇カロリー以下、蛋白質二〇―三〇グラム、脂肪一〇グラム以下という状態であつた。

(2) Ibid. a.a.O. S. 53. なお、当時の配給統制の実情の一端につき、Ibid. a.a.O. SS. 53 ff.

(3) 一九四九年一一月の豚と羊肉の価格統制撤廃、一九五〇年五月の牛及び犢肉の価格統制撤廃、一九五〇年三月の主要食糧（パン、砂糖、肉、牛乳、脂肪等）の配給制度撤廃。

(4) IFO-Institut, a.a.O. S. 54. なお、当時の穀物事情につき、Bothe, a.a.O. SS. 116 ff.

(5) IFO-Institut, a.a.O. SS. 54 ff., 56 ff.; Bother. a.a.O. SS. 122 ff., 124 ff.

(6) IFO-Institut, a.a.O. S. 58 は、農業事情は、これらの諸法律の発効後、とくに都合よくなつたといつている。

(7) 「供給計画」の設定については、穀物法二条、砂糖法二条、家畜及び肉法二条、「輸入及び貯蔵機関」については、穀物法七条以下、牛乳及び脂肪法一五条以下（脂肪につき）、家畜及び肉法一六条以下、「輸入機関」につき砂糖法八条以下。